

平成23年(2011年)8月12日



埼玉県報

第 2 3 1 2 号
平成 23 年 8 月 12 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [荒川右岸用排水土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年八月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人元気タクシー
- 三 代表者の氏名
渡利 憲一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市美女木五丁目十四番地の九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障がい者など、自力での移動に困難な事情を持った方々が、自由に活発に広範囲な社会活動を営んで頂けるよう、タクシー事業を中心とした様々なサービスを提供し、誰もが元気でいきいきと暮らせる地域社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年八月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みらい
- 三 代表者の氏名
河野 富次
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡吉見町大字田甲千八百十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者および障害の状態にある人々に対し、地域で自立した生活を営んでいくことができるように支援する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年八月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢・フレンズ
- 三 代表者の氏名
松本 進
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀五百四十三番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす障害ある方に対し、障害福祉サービスの提供及び情報発信等を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月四日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人環境保全センターローズ技研

（変更後）特定非営利活動法人東日本予防医学推進協会

三 代表者の氏名

高島 澄雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三ヶ尻三千三百八十九番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、埼玉県を中心に関東圏の自然環境・体内環境・社会環境の保全活動を推進することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域社会で予防医学を推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県秩父市下宮地町五千三百四十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



起点



5343-1

鉛及びその化合物
(溶出量・含有量)

面積：47.3m²

凡例

- 30m区画線
- 単位区画線

場所	秩父市下宮地町	縮尺 1:200
図面名	検出範囲	

告 示

埼玉県告示第九百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月八日認可した。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所所在地

川越市

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

測量計画機関の長である埼玉県荒川右岸下水道事務所長中野毅から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県荒川右岸下水道事務所

二 作業種類

公共測量（荒川右岸流域下水道台帳図整備）

三 作業地域

川越市中部地域

四 作業期間

平成二十三年四月十一日から平成二十三年五月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十九号

測量計画機関の長である美里町長原田信次から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

美里町

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

美里町全域

四 作業期間

平成二十三年四月二十七日から平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十号

測量計画機関の長である入間市野田土地区画整理組合理事長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市野田土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（土地区画整理）

三 作業地域

入間市大字野田地内（野田土地区画整理地域）

四 作業期間

平成二十三年五月二十五日から平成二十三年十二月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成・数値地形図データ更新）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十三年五月二日から平成二十四年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業期間

平成二十三年五月十日から平成二十四年二月二十五日まで

三 作業地域

比企郡ときがわ町、秩父郡小鹿野町

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

二 作業期間

平成二十三年五月九日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

埼玉県内全域

告 示

埼玉県告示第九百七十四号

平成二十三年埼玉県告示第二百二号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十三年二月二十五日終了した旨測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百七十五号

平成二十二年埼玉県告示第四百五十八号で公示した公共測量（道路台帳作成作業（道路敷地調査））は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所長鹿角豊から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

平成二十二年埼玉県告示第千五百八十二号で公示した公共測量（レベル一、デジタルマッピング）は、平成二十三年三月十八日終了した旨測量計画機関の長である寄居町長島田誠から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年八月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

指 定 番 号	第 二 号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年八月 八日
指 定 道 路 の 位 置	<p>埼玉県八潮市大字大原五七〇番地から 埼玉県八潮市大字大原五七一番地まで</p> <p>埼玉県八潮市大字大曾根五九四番地一から 埼玉県八潮市大字大曾根五九七番地二まで</p> <p>埼玉県八潮市大字大曾根一〇〇番地一〇から 埼玉県八潮市大字大曾根一六三二番地まで</p> <p>埼玉県八潮市大字大曾根一六七二番地四から 埼玉県八潮市大字大曾根一六七二番地一まで</p> <p>埼玉県八潮市大字大原四六〇番地二から 埼玉県八潮市大字大原四六〇番地一まで</p> <p>埼玉県八潮市大字坊一五八番地二から 埼玉県八潮市大字坊四三八番地一まで</p> <p>埼玉県八潮市大字坊新田五八一番地七から 埼玉県八潮市大字坊新田五八一番地一まで</p> <p>埼玉県八潮市大字坊新田五八九番地四から 埼玉県八潮市大字坊新田五七七番地一まで</p> <p>埼玉県八潮市大字坊新田五七四番地一から 埼玉県八潮市大字坊新田五七二番地一まで</p> <p>埼玉県八潮市大字坊八八番地一から 埼玉県八潮市大字坊八六番地一まで</p>
指定道路の延長 (単位メートル)	<p>五七・</p> <p>三三・</p> <p>六七・</p> <p>五一・</p> <p>四九・</p> <p>三四・</p> <p>三七・</p> <p>七八・</p> <p>二五・〇〇</p> <p>四五・〇〇</p>
指定道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・</p> <p>一〇・</p> <p>八・</p> <p>一四・</p> <p>六・</p> <p>六・</p> <p>六・</p> <p>六・</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>